表 1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則(厚生労働省令)等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等 を行った場合、使用開始日以降最初の6月 ~9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場所について 原則として各階ごとに、居室の用途、 に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった は、原因究明のための測定及び適切な 措置を講ずる。	面積場合
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	空調排水受けの 点検等	1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清 掃等を実施		
	冷却塔・加湿装置の 点検等	使用期間中は1月以内ごとに1回点検し、 必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・ 加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理(飲用・炊事用・浴用等)	貯水(湯)槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	① 6月以内ごと実施 (16項目、11項目)②毎年6~9月に実施 (消毒副生成物12項目)③地下水等使用施設: 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、 色、濁り、臭い、味及び残留塩素 濃度を毎日、給水系統別に末端給 水栓で実施する。 また、中央式給湯水について は、色、濁り、臭い、味及び残留 塩素濃度又は、給湯温度を7日以 内ごとに1回、給湯水系統別に末 端給湯栓で実施する。	ここ)手手及与と方う。管理状況報告書」
	防錆剤の水質検査	2月以内ごとに1回実施		0
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に 供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する 雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ご とに1回実施	排水槽(雨水貯留槽、湧水槽を除ぐの清掃については、原則として4月以とに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回を行う。	内ご 捕集
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大 掃除を定期に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回(特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回)、定期に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、 原則として月に1回以上実施する。	

^{**} 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱(ビルピット対策指導要綱)の規定